

科研費ミニシンポジウム

「国境を越えた／私的自治による紛争解決と法の実現——仲裁を素材として」

企画趣旨: 国境を越えた紛争解決においては、国家の司法制度に対する不信その他の理由から、当事者の合意により、国家の裁判権に依拠しない紛争解決方法なかんずく仲裁が選択されることが多い(国際商事仲裁, 国際投資仲裁など)。

このような紛争解決方法も、それが法的な紛争解決である以上、なんらかの意味での客観法が紛争解決の基準となることが想定されており、また、紛争を解決し当事者の権利を保護することが、なんらかの意味での客観法の実現に寄与することが期待されているはずである。しかし、国家法のもとでの裁判においては、客観法が国家法秩序を通じて与えられるのに対し、仲裁のような国境を越えた／私的自治による紛争解決においては、客観法の存在がいかんにして認識され、また根拠づけられるかが、自明ではない。いいかえれば、国家主権という法の正統性根拠が援用できない空間において、いかんにして私人の権利行使(紛争解決)を通じた「法の実現」が可能かという理論的問題が、立ち現われてくるのである。

このミニシンポジウムでは、以上の問題について、国際(公・私)法学, 国内法学, 基礎法学の協働により複合的にアプローチする。

日時: 2016年12月9日(金) 15:00~18:00

場所: 神戸大学六甲台第1キャンパス フロンティア館3F プレゼンテーションホール

アクセス: <http://www.kobe-u.ac.jp/guid/access/rokko/rokkodai-dai1.html>

プログラム:

報告

- ・「国際公法の観点から」 玉田大(神戸大学大学院法学研究科教授・国際法)
- ・「国際私法の観点から」 横溝大(名古屋大学大学院法学研究科教授・国際私法)

コメント

- ・「法社会学の観点から」 高橋裕(神戸大学大学院法学研究科教授・法社会学, 科学研究分担者)
- ・「行政法の観点から」 興津征雄(神戸大学大学院法学研究科教授・行政法, 科学研究分担者, センター研究プロジェクト研究代表者)

企画趣旨説明: 興津征雄

司会: 窪田充見(神戸大学大学院法学研究科教授・民法, 科学研究代表者)

主催: 科学研究費補助金(基盤研究A)「私人の権利行使を通じた法の実現—法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」(研究代表者: 窪田充見)

共催: 神戸大学社会システムイノベーションセンター研究プロジェクト「グローバル化時代における社会制度の正統性の変容とその対応」(研究代表者: 興津征雄)

※参加をご希望される方は、事前に下記担当者までご連絡をください。

お問い合わせは、事務補佐員 早坂(keikohayasaka@peridot.kobe-u.ac.jp)までお願いします。

神戸大学学内地図

